

新渡戸文化短期大学における G P A制度及びC A P制に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、新渡戸文化短期大学（以下「本学」という。）食物栄養学科および専攻科試験規程及び臨床検査学科試験規程（以下「試験規程」という。）それぞれの第3条第3項に基づき、グレード・ポイント・アベレージ制度（以下「G P A」という。）による評価及び履修登録単位数の上限設定に関する取決め（以下「C A P制」という。）に関して必要な事項を定める。

(成績評価およびグレード・ポイント)

第2条 試験規程第3条第1項に規定する5段階評価に対し次のとおりグレード・ポイント（以下「G P」という。）を付与する。ただし、試験規程第3条第2項に規定する単位修得は対象外とする。

S	合格	G P	4
A	合格	G P	3
B	合格	G P	2
C	合格	G P	1
D	不合格	G P	0
T	合格		対象外

(G P Aの計算方法等)

第3条 G P Aとは、一定期間において履修した科目の成績評価に付与されたG Pに当該履修科目の単位数を乗じて得た数値の総和を、履修科目の単位数の総和で除した数値をいう。ただし、小数第2位未満の端数があるときは、小数第3位で四捨五入するものとする。

2 G P Aは、次の各号に掲げるとおり、学期ごとに算出する「学期G P A」、年度ごとに算出する「年度G P A」及び在学中の全期間を通算して算出する「累積G P A」の3種類とする。

- (1) 学期G P A = (当該学期に評価を受けた個別履修科目のG P × 当該科目の単位数) の総和 ÷ 当該学期に履修登録した授業科目の総単位数
- (2) 年度G P A = (当該年度に評価を受けた個別履修科目のG P × 当該科目の単位数) の総和 ÷ 当該年度に履修登録した授業科目の総単位数
- (3) 累積G P A = (在学全期間に評価を受けた個別履修科目のG P × 当該科目の単位数) の総和 ÷ 在学全期間に履修登録した授業科目の総単位数

- 3 次の各号に掲げる科目はG P Aの算定に含めないものとする。
- (1) 学則第18条第1項に規定する他大学等において修得し教授会で単位認定を受けた授業科目
 - (2) 学則第19条に規定する外国の他大学等において修得し教授会で単位認定された授業科目
 - (3) 学則第20条に規定する入学前に短期大学、大学又は専修学校専門課程において修得し教授会で単位認定された授業科目
 - (4) 試験規程第3条第2項に規定するT評価の授業科目認定科目
- 4 放棄された履修科目は、G P Aの算定に含めるものとし、当該履修科目の成績評価は不合格（G P 0）とする。
- 5 病気等による長期欠席および休学によって該当学期における単位修得が困難な場合に限り、教務委員会の議を経て、履修取消を認めることがある。この場合において、当該学生は事前に履修取消申請を学長に提出しなければならない。
- 6 不合格の成績評価を受けた授業科目を再履修した場合は、再履修前及び再履修後の両方の成績評価を累積G P Aの算定に含めるものとする。

(G P Aの利用)

第4条 G P Aは次の各号に掲げる項目に利用する。

- (1) 成績通知書に記載
- (2) 履修指導
- (3) 修学指導
- (4) 編入学希望学生の選考資料
- (5) 卒業式における学科代表の選考資料
- (6) 奨学金に関する選考資料
- (7) 本学のI R (Institutional Research)
- (8) その他、学長が必要と認めた項目

(C A P制)

第5条 C A P制は履修登録単位数の上限を定めるものであり、単年度に履修登録できる単位数の上限は、原則として、前期及び後期を合わせて54単位とする。

- 2 上限を超える履修登録を希望する学生に対して、教務委員会の議を経て、学長が超過を認めることがある。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、教務委員会の議を経て、教授会で決定する。

附 則

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。
- 1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。